

## 速記技能検定の受験者の皆さんへ

第 203 回検定（平成 30 年 1 月 28 日実施）から下記の点の変更されます。

（変更点）

1. 全級で辞書の使用ができるようになります

これまでは、4～6 級までにしか認められていなかった辞書の使用を全級に認めることにしました。

ただし、使用できるのは紙媒体の辞書と電子辞書のみとし、インターネットに接続する形で使用する辞書の使用は禁止します。

2. 全級で機械速記、機械反訳での受験ができるようになります

全級で機械反訳を認めるとともに、発言を定着させる手段として、符号だけではなく、パソコン等による直打ち方式も認めることにしました。

※詳細については、別紙「速記技能検定機器使用要領」をごらんください。

※第 203 回検定において機器を使用して受験される方は、下記の「機器使用申請書」に必要事項を記入して、受験票・志願票とともにお送りください。

.....キ.....リ.....ト.....リ.....セ.....ン.....

### 速記技能検定機器使用申請書

|       |   |       |  |
|-------|---|-------|--|
| 住 所   | 〒   |       |  |
| 氏 名   |   |       |  |
| 受 験 地 |   | 受 験 級 |  |
| 使用形態  | 申請する形態の記号を○で囲んでください。<br>A 反訳のみに使用する<br>B 速記と反訳の両方に使用する<br>C 速記のみに使用する |       |  |
| 使用機種  | 使用する機種の記号を○で囲んでください。<br>A パソコン<br>B 速記タイプ+パソコン                        |       |  |